

## 住宅用火災警報器を設置・維持管理をしましょう

※消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。まだ設置していない家庭は早急に設置しましょう！

また、住宅用火災警報器には交換時期があります。設置してから10年を目安に交換してください。

・住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

・住宅用火災警報器は  
**普段就寝に使用している寝室・2階に寝室がある場合は、その階段の上部が設置義務です。**  
他にも台所や居間などは任意ですが設置することで火災をいち早く察知でき被害の軽減につながります。

・住宅用火災警報器の電源に電池を用いる物は電池交換が必要です。電池切れの際は警告音や音声、ランプで交換時期を知らせてくれますので、忘れずに電池交換してください。

・住宅用火災警報器は定期的に作動確認をしてください。警報器にはボタンを押す型とひもを引っ張る型があります。正常な場合はボタンを押したりひもを引っ張ったりすると警報音や音声が出ますが、音が鳴らない時は電池がきちんとセットされていないか、電池切れ又は機器の故障などが考えられます。

・住宅用火災警報器は、電気店・LPガス販売店・ホームセンターなどで購入できお値段は感知タイプや電池の寿命、警報音の種類などにより異なりますが、1個3千円～1万円程度で購入できます。

・消防職員による住宅用火災警報器の訪問販売をすることはありません。



●問い合わせ先 / 津久見市消防本部 予防係 ☎82-5211

# 秋季全国火災予防運動の実施 11月9日(木)～11月15日(水)

## 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

平成29年度全国統一防火標語

### 火災予防運動の目的

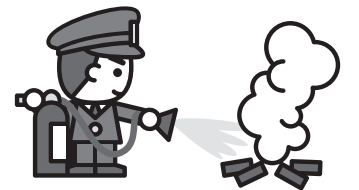
この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とし実施するものです。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



#### 3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



#### 4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント を守り火災を起こさないようにしましょう

## 乾燥時と強風時には火災に注意しましょう。

今年、枯草などの焼却をしていて、火が他の物に燃え移ったり、燃え広がったりして注意していた水や消火器などでは消火できず火災になった事例が多数発生しています。火の取扱いには十分注意してください。

たき火などで著しい煙の発生や、大きな火災が発生するおそれのある場合は、火災予防条例に基づく消防署への届出が必要となります。

なお、この届出は事前に焼却行為を把握し誤報により、消防機関が出動する混乱を避けるものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。